

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業

特定事業契約書（案）

（平成21年7月3日修正）

（平成21年8月4日修正）

浦 安 市

【 】

平成21年【 】月【 】日

特 定 事 業 仮 契 約 書 (案)

- 1 事 業 名 仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業
- 2 事業の場所 千葉県浦安市千鳥15番34
- 3 契 約 期 間 自 平成21年12月【 】日
至 平成38年 8月【 】日
- 4 契 約 金 額 金【 】円に金利変動、物価変動及び食数変更並びに消費税率変動及び地方消費税率変動による増減額を加算した額の範囲内
- 5 契約保証金 別途この契約書中に記載のとおり。
- 6 支 払 条 件 別途この契約書中に記載のとおり。

上記の仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、発注者（以下「甲」という。）と選定事業者（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって特定事業仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。なお、この仮契約は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦安市条例第9号）第2条の規定による市議会の議決を経たときに、本契約とする。但し、議会の議決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 平成21年11月【 】日

(本契約日) 平成21年12月【 】日

発注者(甲)

住所 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

氏名 浦安市

浦安市長 松崎秀樹

選定事業者(乙)

住所 【 】

氏名 【 】

目 次

第1章 総則	8
第1条 (目的及び解釈)	8
第2条 (用語の定義)	8
第3条 (公共性及び乙による事業の趣旨の尊重)	11
第4条 (事業日程)	12
第5条 (事業の場所)	12
第6条 (本事業の概要)	12
第7条 (規定の適用関係)	12
第8条 (契約保証金)	12
第9条 (乙の資金調達)	13
第10条 (サービス対価の減額を目的とする協議)	13
第11条 (隣接する調理場の運営事業者との調整等)	13
第2章 本件施設の設計	13
第12条 (本件施設の設計)	13
第13条 (第三者の使用)	14
第14条 (関連行政手続)	14
第15条 (設計の変更)	14
第16条 (法令変更等による設計の変更)	15
第17条 (設計図書の提出)	15
第3章 本件土地の使用許可	16
第18条 (本件土地の使用許可)	16
第19条 (使用許可の目的)	16
第4章 本件施設の建設	17
第1節 総則	17
第20条 (本件施設の建設)	17
第21条 (施工計画書等)	17
第22条 (第三者の使用)	17
第23条 (工事監理者)	18
第24条 (本件施設の建設に関する許認可及び届出等)	18
第25条 (建設場所の管理)	18
第26条 (工事用電力等)	18
第27条 (建設に伴う各種調査)	19
第28条 (本件施設の建設に伴う近隣対策)	19
第2節 甲による確認	20
第29条 (甲による説明要求及び建設現場立会い等)	20
第30条 (中間確認)	20
第3節 しゅん工等	21
第31条 (乙による本件施設のしゅん工検査)	21

第32条	(甲による本件施設のしゅん工検査)	21
第33条	(甲による本件施設の維持管理・運営体制確認)	22
第34条	(甲による業務体制確認)	22
第4節	工期の変更等	23
第35条	(工期の変更)	23
第36条	(工期の変更による費用負担)	23
第5節	損害の発生等	23
第37条	(建設工事中に乙が第三者に及ぼした損害)	23
第38条	(不可抗力による損害)	24
第5章	本件施設の引渡し	24
第39条	(所有権の移転)	24
第40条	(登記)	24
第41条	(引渡しの遅延)	24
第42条	(瑕疵担保)	25
第6章	本件施設の維持管理及び運営	25
第1節	総則	25
第43条	(委託業務)	25
第44条	(本件施設の委託業務に関する許認可及び届出等)	26
第45条	(第三者の使用)	26
第46条	(業務報告書等)	26
第47条	(モニタリング)	27
第48条	(第三者に及ぼした損害等)	27
第2節	維持管理業務	28
第49条	(維持管理業務計画書の提出)	28
第50条	(本件施設の補修・修繕)	28
第51条	(報告等)	28
第3節	運営業務	29
第52条	(法令等の遵守)	29
第53条	(運営業務計画書の提出)	29
第54条	(管理責任者)	29
第55条	(調理等業務その他)	29
第56条	(食中毒等)	30
第7章	本事業のサービス対価の支払い	31
第57条	(本事業のサービス対価の支払い)	31
第58条	(設計・建設業務及び開業準備業務の対価の支払い)	31
第59条	(委託料の支払い)	31
第60条	(委託料の支払手続)	32
第61条	(委託料の減額)	32
第62条	(委託料の返還)	32
第63条	(委託料の調整)	32

第 8 章 契約期間	33
第64条 (契約期間)	33
第 9 章 契約の終了	33
第 1 節 乙の事由による契約終了	33
第65条 (乙の債務不履行による契約終了)	33
第66条 (しゅん工前の解除)	34
第67条 (しゅん工後の解除)	35
第 2 節 甲の事由による契約終了	36
第68条 (甲の債務不履行による契約終了)	36
第 3 節 不可抗力及び法令変更による契約終了	36
第69条 (不可抗力又は法令変更による契約終了)	36
第 4 節 契約終了時の事務	37
第70条 (保全業務)	37
第71条 (関係書類の引渡し等)	37
第72条 (契約終了時の検査)	37
第73条 (契約終了時の事務)	37
第 10 章 不可抗力	38
第74条 (通知の付与)	38
第75条 (協議及び追加費用の負担)	38
第 11 章 法令変更	38
第76条 (通知の付与)	38
第77条 (協議及び追加費用の負担)	39
第 12 章 関係者協議会	39
第78条 (関係者協議会の設置)	39
第 13 章 その他	40
第79条 (公租公課の負担)	40
第80条 (遅延利息)	40
第81条 (損害賠償)	40
第82条 (本件施設の譲渡等)	40
第83条 (事業者の兼業禁止)	40
第84条 (株式等の発行制限)	40
第85条 (会計監査人及び監査役の設置)	41
第86条 (経営状況の報告)	41
第87条 (乙の解散)	41
第88条 (付保すべき保険)	41
第89条 (銀行団との協議)	41
第90条 (成果物、本件施設の利用及び著作権)	42
第91条 (著作権等の保証)	42

第92条	(工業所有権)	43
第14章	雑則	43
第93条	(本件施設の見学者対応)	43
第94条	(業務妨害又は不当要求に対する措置)	43
第95条	(協議)	43
第96条	(請求、通知等の様式その他)	43
第97条	(契約上の地位の譲渡)	43
第98条	(秘密保持)	44
第99条	(個人情報の保護)	44
第100条	(準拠法)	44
第101条	(管轄裁判所)	44
第102条	(定めのない事項)	44
(別紙1)		45
(別紙2)		46
(別紙3)		48
(別紙4)		50
(別紙5)		51
(別紙6)		56
(別紙7)		58
(別紙8)		60

第1章 総則

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「維持管理業務」とは、本件施設に係る以下の各業務をいう。
 - (1) 建築物保守管理業務（建築物の修繕更新業務を含む。）
 - (2) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕更新業務を含む。）
 - (3) 外構等保守管理業務（外構の修繕更新業務を含む。）
 - (4) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕更新業務を含む。）
 - (5) 清掃業務
 - (6) 警備業務
- 2 「維持管理業務計画書」とは、長期維持管理業務計画書、長期修繕実施計画書及び年間維持管理業務計画書をいう。
- 3 「維持管理業務報告書」とは、乙が、維持管理業務開始後、1か月及び四半期毎に維持管理業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。
- 4 「委託業務」とは、維持管理業務及び運営業務（但し、開業準備業務を除く。）をいう。
- 5 「委託業務開始日」とは、平成23年9月1日又は乙が業務体制等確認書を受領した日の翌日のうちいずれか遅い方の日をいう。
- 6 「委託業務開始予定日」とは、平成23年9月1日をいう。
- 7 「委託業務終了日」とは、平成38年8月31日をいう。
- 8 「委託料」とは、維持管理業務及び運営業務（但し、開業準備業務を除く。）の対価をいう。
- 9 「運営期間」とは、委託業務開始日から委託業務終了日までをいう。
- 10 「運営業務」とは、本件施設において実施する以下の各業務をいう。
 - (1) 調理等業務（下処理業務及び配缶業務及び食物アレルギー対応食調理業務を含む。）
 - (2) 衛生管理業務
 - (3) 運搬・回送業務
 - (4) 洗浄・残さ処理業務
 - (5) 配膳業務（食物アレルギー対応食の配膳業務を含む。）
 - (6) 運営備品の調達業務（配送車を含む。）

- (7) 開業準備業務
- (8) その他、要求水準書及び提案書類に定められている業務
- 11 「運営業務計画書」とは、長期運営業務計画書と年間運営業務計画書をいう。
- 12 「運営業務報告書」とは、乙が、運営業務開始後、1か月及び四半期毎に、運営業務の実施状況及びその結果について甲に報告するために作成する書面をいう。
- 13 「営業日」とは、給食を提供すべき日をいう。
- 14 「開業準備業務」とは、本件施設において実施する以下の各業務をいう。
 - (1) 設備等の試稼動
 - (2) 施設、調理設備、及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - (3) 従業員等の研修
 - (4) 調理リハーサル
 - (5) 開業までの施設の維持管理
- 15 「開業費等」とは本件施設を設計・建設するに当たり乙が支出した費用のうち、設計・建設に関する費用（工事監理の費用を含む。）を除く一切の費用をいう。
- 16 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- 17 「既存PFI事業者」とは、本件施設に隣接する第一及び第二調理場の維持管理運営業務を包括的に受託している株式会社浦安学校給食サービスをいう。
- 18 「基本設計図書」とは、本件施設に関し、基本設計終了時に乙が甲に提出する以下の成果物をいう。
 - (1) 設計図：4部（A1：1部、A3縮小版：3部）
 - (2) 基本設計説明書：2部
 - (3) 構造計算資料：2部
 - (4) 厨房機器リスト及びカタログ：2部
 - (5) じゅう器備品リスト及びカタログ：2部
- 19 「業務計画書」とは、維持管理業務計画書と運営業務計画書をいう。
- 20 「業務体制等確認書」とは第34条第1項の規定により、乙が委託業務を開始するために必要な条件が満たされたことを甲が確認した旨を内容として甲が乙に交付する書面をいう。
- 21 「業務報告書」とは、維持管理業務報告書と運営業務報告書をいう。
- 22 「建設企業」とは、応募者の一員であり、建設に関する業務を実施する者をいう。
- 23 「工期」とは、別紙1に定める建設期間をいう。
- 24 「サービス対価」とは、建設一時支払金、割賦料及び委託料をいう。
- 25 「事業期間」とは、本契約の締結日から、委託業務終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- 26 「事業年度」とは、運営期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
- 27 「実施設計図書」とは、本件施設に関し、実施設計終了時に乙が甲に提出する以下の

成果物をいう。

- (1) 設計図：4部（A1：1部、A3縮小版：3部）
 - (2) 実施設計説明書：2部
 - (3) 工事費内訳書：2部
 - (4) 数量調書：2部
 - (5) 設計計算書（構造・設備他）：2部
 - (6) 厨房機器リスト及びカタログ：2部
 - (7) じゅう器備品リスト及びカタログ：2部
 - (8) 補助金申請関連図書：3部
- 28 「四半期」とは、各暦年の1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月の各3か月の期間をいう。
- 29 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
- 30 「しゅん工図書」とは、本件施設に関し、乙が甲に提出する別紙3第3項に規定する図書をいう。
- 31 「しゅん工予定日」とは、別紙1に記載するしゅん工予定日をいう。
- 32 「初期投資費用」とは、提案書類に記載された、本件施設の整備に要する費用（金【 】円）をいう。
- 33 「食中毒」とは、給食に付着又は混入した細菌、ウィルス、有害物質が原因で、給食を食した人に健康被害が及ぶことをいう。
- 34 「設計企業」とは、応募者の一員であり、設計に関する業務を実施する者をいう。
- 35 「設計・建設業務」とは、本件施設に係る以下の各業務をいう。
- (1) 施設の設計・建設業務（施設の設計業務には、建設用地及び建替用地の配置計画も含むものとする。）
 - (2) 外構の設計・建設業務
 - (3) 調理設備の設置業務
 - (4) 施設備品の設置業務
 - (5) 工事監理業務
 - (6) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務
- 36 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- 37 「長期維持管理業務計画書」とは事業期間にわたる維持管理業務について記載した計画書をいう。
- 38 「長期運営業務計画書」とは、事業期間にわたる運営業務について記載した計画書をいう。
- 39 「長期修繕実施計画書」とは、事業期間にわたる修繕計画について記載した計画書をいう。
- 40 「応募者」とは、【優先交渉権者として選定された応募者名が入ります】をいう。
- 41 「提案書類」とは、募集要項等の規定に従い応募者が甲に対して提出した本事業に関

する一切の提案をいい、応募者が平成21年9月1日に甲に対して提出した提案のほか、甲の求めに応じて応募者が提示した事項を含むものとする。

- 42 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付資料、質問回答書及びその添付資料をいう。
- 43 「年間維持管理業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に維持管理業務の各業務区分ごとに作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- 44 「年間運營業務計画書」とは、要求水準書の規定に従い、乙が毎事業年度の開始前に運營業務の各業務区分ごとに作成し、甲に提出する各計画書をいう。
- 45 「PFI事業」とは、PFI法に定める手続きにより実施される事業をいう。
- 46 「引渡予定日」とは、平成23年8月31日をいう。
- 47 「引渡日」とは、引渡予定日又は乙が第39条に従い甲に本件施設を引渡した日のいずれか遅い方の日をいう。
- 48 「備品」とは、要求水準書において、乙が本件施設に設置を行うとされている設備、機器、器具、じゅう器、食器、食缶、コンテナ及びその他備品（但し、消耗品を除く。）をいい、このうち要求水準書第6第6項で定める食器類、食缶類、配送車及びコンテナを「運営備品」という。
- 49 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象（要求水準書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- 50 「閉庁日」とは、浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）に規定する市の休日をいう。
- 51 「本件施設」とは、本事業を遂行するために乙が本件土地に建設し整備する施設本体、及びその付帯施設（外構部分を含む。）をいう。本契約書中、特段の規定がないときには、本件施設は備品を含むものとする。
- 52 「本件土地」とは、第5条に規定する本事業の実施場所となる土地をいう。
- 53 「要求水準書」とは、甲が作成し、本事業の実施に関し甲が乙に要求する業務水準及び仕様を示すものとして、募集要項の添付書類として公表された仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運營業務要求水準書をいい、応募手続中に市が公表した質問回答のうち同要求水準書に関するものを含む。なお、同要求水準書が本契約締結後に本契約に定める手続に従って変更された場合は変更後のものをいう。

（公共性及び乙による事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本事業が学校給食センター第三調理場の維持管理及び学校給食の調理及び提供を含む点で公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、かかる趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が乙によって実施されることを十分理解し、法律の範囲内で地方自治

の本旨に従いかかる趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1として添付する日程表に従って実施する。

(事業の場所)

第5条 本事業を実施する場所は、千葉県浦安市千鳥15番34の土地とする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、本件施設の設計、建設、本件施設の甲に対する譲渡、本件施設の維持管理及び運営の受託、並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

2 本件施設の仮称は、「浦安市千鳥学校給食センター第三調理場」とし、正式名称は、後に甲が定める。

(規定の適用関係)

第7条 乙は、本事業を、本契約、募集要項等及び提案書類に従って遂行するものとする。但し、これらの内容に相違のある場合は、本契約、募集要項等及び提案書類の順に優先して適用されるものとする。質問回答の内容は、質問対象の書類と一体をなすものとする。

2 提案書類と募集要項等の一部である要求水準書の内容に差異がある場合は、提案書類に記載されたサービスの水準が要求水準書に記載されたサービスの水準を上回るときに限り、提案書類が優先して適用されるものとする。

3 提案書類と乙が作成し甲に提出した本件施設の設計図書の内容では、設計図書が優先して適用されるものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、乙が自己の責任及び費用負担において、甲又は乙を被保険者とし、設計・建設業務及び開業準備業務の対価(支払利息相当額を除く。)相当の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は設計企業及び建設企業をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除するものとする。乙又は設計企業及び建設企業は、本契約締結時に当該履行保証保険契約の写しを甲に提出しなければならない。なお、乙は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、第66条第1項の違約金請求権を被担保債権とする甲を第一順位とする質権を設定するものとする。

(乙の資金調達)

第9条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、また、乙が本契約の履行に必要な費用を確保するための資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとする。

(サービス対価の減額を目的とする協議)

第10条 甲及び乙は、サービス対価の減額を目的とする提案をすることができるものとする。なお、提案は書面であることを要し、要求水準書の変更を要する内容の提案は認めない。

- 2 甲及び乙は、相手方から前項の提案を受領したときは、当該提案の採否及び内容について誠実に協議しなければならない。
- 3 甲及び乙は、協議が調ったときは、協議の結果を書面により確認するものとし、確認された協議の内容に従って本事業を実施するものとする。

(隣接する調理場の運営事業者との調整等)

第11条 乙は、本事業の実施において、既存PFI事業者との協議・調整が必要なときは、自らの費用において行うものとする。

- 2 乙は、既存PFI事業者との協議・調整を行うときは甲にその旨を報告するものとし、また、適宜及び甲から求められたときは、協議・調整の内容及び進捗状況を甲に説明するものとする。また、乙は協議・調整が調ったときは、その内容を速やかに甲に報告し、内容について説明するものとする。

第2章 本件施設の設計

(本件施設の設計)

第12条 乙は、本契約締結後速やかに、日本国の法令を遵守の上、本契約(設計協議において甲乙で書面にて合意した事項は本契約の一部とみなす。以下同じ。)、募集要項等及び提案書類に基づき、甲と協議の上、本件施設の基本設計の作成業務を開始し、完成した基本設計につき甲に報告し、確認を受けるものとする。乙は、基本設計につき甲の確認を受けたときは、本件施設の実施設設計の作成業務を開始し、完成した実施設計につき甲に報告し、完了確認を受けるものとする。なお、本契約締結以前において、甲と応募者との間で既に本件施設の設計に関して協議が開始されている場合、甲及び乙は、かかる協議の結果を引き継ぐものとする。

- 2 乙は、設計を開始するに当たり、設計業務の責任者を配置し、設計着手前に甲に通知するものとする。
- 3 乙は、設計着手前に、必要に応じて現地確認等の事前調査を行ったうえで、詳細工

程表を含む設計計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

- 4 本件施設の設計の進捗管理は、乙の責任において実施するものとする。但し、甲は、本件施設の設計の進捗状況及び検討内容に関して、適宜報告を求めることができるものとする。
- 5 甲は、本条を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しないものとする。

(第三者の使用)

第13条 乙は、本件施設の設計を設計企業に委託し又は請け負わせることができる。但し、事前に甲の承諾を得た場合を除き、上記以外の者に、本件施設の設計の全部又は大部分を実施させてはならない。

- 2 設計企業への設計の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、設計企業その他本件施設の設計に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、本件施設の設計において本件施設の設計に関わる下請人等に関する情報を提供するために、設計業務の着手前に本件施設の設計体制に係る事項を甲に報告するものとし、甲に報告した事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(関連行政手続)

第14条 乙は、自己の責任により、建築基準法による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。甲は必要に応じてかかる手続に協力するものとする。

- 2 乙は、前項に定める手続については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計の変更)

第15条 甲は、必要があると認める場合、書面により工期の変更を伴わず提案書類の範囲を逸脱しない程度の本件施設の設計変更(設計条件の変更も含む。以下同じ。)を乙に対して求めることができるものとする。但し、甲の設計変更の提案が、法令若しくは所轄官庁の指導、要綱等の変更による場合は、工期の変更を伴わないこと又は提案書類の範囲を逸脱しないことを要しない。甲の設計変更の提案がある場合、乙は、当該変更の当否を検討し、甲に対して10開庁日以内にその結果を通知するものとする。甲は、乙の検討結果を踏まえ、当該設計変更の要否を決定して乙に通知するものとし、乙は、かかる甲の設計変更の通知に従うものとする。

- 2 前項に従い甲の請求により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減(設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理、修繕及び更新

に係る費用の増減、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限られる。以下、本条において同じ。)が発生したときは、当該増減は甲に帰属させるものとし、サービス対価の改定により、当該増減を反映させるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本件施設の設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 前項に従い乙が甲の事前の承諾を得て本件施設の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、乙が当該費用を負担するものとする。
- 5 甲が乙に対して工期の変更を伴う設計変更又は提案書類の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、甲及び乙は、その当否について協議するものとする。なお、本項による設計変更により乙が設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加的に生ずる費用の増減が発生したときは、当該増減は甲に帰属させるものとし、サービス対価の改定により、当該増減を反映させるものとする。

(法令変更等による設計の変更)

第16条 建築基準法、消防法等の法令制度の新設又は改正等により、本件施設の設計変更が必要となった場合には、乙は甲に対し、設計又は建設工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。なお、甲がかかる承諾をしない場合、乙が善良な管理者の注意義務を果たしている限りにおいて、設計及び建設工事の変更をしなかったことについての何らの責任を負担するものではない。

- 2 本件施設のしゅん工までに、甲が本事業の応募手続において提供した本件土地に関する調査資料において明示されていない本件土地の瑕疵(本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等により本件施設の建設を行うことが困難となった場合を含む。)、埋蔵文化財の発見等に起因して、本件施設の設計変更をする必要が生じた場合には、乙は甲に対し、設計又は建設工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、建設、維持管理、運営、及び資金調達に係る乙の費用の増減については甲に帰属するものとし、サービス対価の改定により当該費用増加を反映させるものとする。費用の減少が生じたときは、第7章に定める対価の支払額を減少する。
- 4 第1項又は第2項に基づく変更起因して本件施設のしゅん工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、工期、しゅん工予定日及び引渡予定日を変更することができる。

(設計図書の提出)

第17条 乙は、本件施設の基本設計及び実施設計が完成した段階で、速やかに基本設計図書又は実施設計図書をそれぞれ甲に提出し、その説明を行い、甲の承諾を得なけれ

ばならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は別紙1の日程表に従うものとする。また、乙は本件施設の基本設計図書を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、提示された設計図書と本契約、募集要項等（当該図書の提出時までに行われた甲乙の打ち合わせにおける協議内容のうち書面により確認されたものを含む。以下同じ。）又は提案書類の間に不一致があることが判明した場合又は提示された設計図書では本契約、募集要項等又は提案書類において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、設計図書を受け取ってから14日以内に、当該不一致を生じている又は要求される仕様を満たさない設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。なお、甲は、上記不一致等がないことを確認した場合には、設計図書を受け取ってから14日以内に、その旨を乙に対して通知するものとする。
- 3 乙が前項に規定する通知を受領した場合、乙は、速やかに当該不一致等を是正し、甲の確認を経るものとする。なお、当該是正は、乙の責任及び費用をもって行われるものとし、また、これによる工期の変更は第35条第1項及び第36条第2項の規定に従うものとする。但し、乙は、設計図書と本契約、募集要項等又は提案書類の間に不一致がある旨の甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認められた場合には、乙は、甲の通知に従うことを要しないものとする。
- 4 甲は、本条第1項に規定する設計図書を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第3章 本件土地の使用許可

（本件土地の使用許可）

第18条 乙は、本件施設の建設に際し、建設場所となる土地についての使用許可を取得してこれを使用するものとする。

- 2 乙は、本件施設の建設場所の管理を、前項の使用許可に基づき使用を開始したときから本件施設を甲に引き渡すときまで、善良なる管理者の注意義務をもって行わなければならない。

（使用許可の目的）

第19条 前条に定める使用許可は、本事業の実施のための本件施設の建設及び甲への所有権譲渡を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ本件土地を使用するものとする。

第4章 本件施設の建設

第1節 総則

(本件施設の建設)

第20条 乙は、本契約、募集要項等、提案書類、設計図書及び次条第1項の規定により乙が甲に提出する図書に従い本件施設の建設工事を実施し、備品を整備するものとする。

- 2 仮設、施工方法その他本件施設を完成し、備品を整備するために必要な一切の手段については、本契約、募集要項等、提案書類、設計図書及び施工計画書（詳細工程表を含む。）等において特に提案されているもののほかは、乙が自己の責任及び費用において定めるものとする。

(施工計画書等)

第21条 乙は、本件施設の建設工事着工前に別紙3第1項に定める工事着工時の提出書類を、甲に提出するものとする。但し、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が甲に提出し、その内容を報告するものとする。

- 2 乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
- 3 乙は、募集要項等、施工計画書及び月間工程表記載の日程に従い、本件施設の建設に着工し、工事を遂行するものとする。
- 4 乙は、本件施設の工期中の別途甲との間の協議により定める期限までに、別紙3第2項に定める施工中の提出書類を甲に提出するものとする。但し、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けたものを工事監理者が甲に提出し、その内容を報告するものとする。
- 5 乙は、本件施設の工期中、工事現場に工事記録を常に整備するものとする。

(第三者の使用)

第22条 乙は、本件施設の建設を建設企業に委託し、又は請け負わせることができる。但し、事前に甲の承諾を得た場合を除き、上記以外の者に、本件施設の建設の全部又は大部分を実施させてはならない。

- 2 建設企業への建設工事の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、建設企業その他本件施設の建設に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、甲に報告した本件施設の施工体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。

(工事監理者)

第23条 乙は、本件施設の建設工事着工前に、設計企業を工事監理者として設置し、設置後速やかに甲に対して設置の事実を通知するものとする。

2 乙は、工事監理者をして、要求水準書に基づく工事監理を行わせるものとする。

3 乙は、工事監理状況を甲に毎月報告するほか、甲から要請があるときには施工の事前報告及び事後報告を行うものとする。

4 工事監理者は、乙を通じて、工事監理状況を、要求水準書に従い甲に毎月工事監理報告書にて報告し、甲の要請があったときには随時報告を行うものとする。

5 甲への本件施設の完成確認報告は、工事監理者が乙を通じて行うものとする。

6 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前2項の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(本件施設の建設に関する許認可及び届出等)

第24条 乙は、甲の単独申請に係るものを除き、本件施設の建設に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の費用と責任において取得するものとする。

2 乙は、甲の請求があった場合には、各種許認可等の書類の写しを甲に提出するものとする。

3 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は、乙による第1項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

4 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は、甲による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

5 乙は、本件施設の建設に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないよう実施するものとし、本件施設の設計・建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については乙の責めに帰すべき事由による遅延とする。

(建設場所の管理)

第25条 第39条第1項の規定による本件施設の甲への引渡しの日まで本件施設の建設場所の管理は、乙が善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

(工事用電力等)

第26条 乙は、本件施設の建設に必要な工事用電力、工事用水、ガス等のユーティリティを、自己の費用と責任において調達するものとする。かかるユーティリティの利用のため既存PFI事業者との調整、協議等が必要なときは、乙は自己の費用で行うものとする。

(建設に伴う各種調査)

第27条 乙は、本件施設の建設工事着工前に、自己の費用と責任において、本件施設の建設のために必要な測量及びその他の調査を行うものとする。

- 2 乙が前項に従い実施した測量及び調査の不備、誤謬等から発生する責任は、乙がこれを負担するものとする。なお、甲は当該不備、誤謬に起因して発生する追加費用を負担しないものとする。
- 3 乙が本件土地の使用許可を受ける前に本件施設の建設に伴う各種調査を行う必要がある場合、乙は、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上でこれを実施するものとする。
- 4 乙が第1項又は第3項の調査を行った結果、本件土地に瑕疵(土壤の汚染、不発弾、遺跡等により建設工事に支障をきたす状態を含むが、本事業の応募手続において甲が公表した本件土地に関する資料から推認されるものを除く。)があることが判明した場合、又は甲が本事業の応募手続において甲が公表した本件土地に関する資料から合理的に推認される地層断面と実際の地層断面が著しく異なっていた場合、甲は、乙に発生した合理的な追加費用(設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理、修繕及び更新に係る費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限る。)を負担するものとし、工期及び引渡予定日について変更できるものとする。

(本件施設の建設に伴う近隣対策)

第28条 乙は、自己の責任と費用において、要求水準書に従い本件施設の建設工事についての近隣説明等を行うものとする。また、乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、公害、粉塵発生、交通渋滞その他本件施設の建設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。

- 2 前項に定める近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 3 甲は、本事業の前提となる近隣地区住民への説明及び調整・同意の取り付け並びに境界調査を事業スケジュールに支障がないよう実施するものとし、甲が実施するかかる近隣説明等に起因する遅延については甲の責めに帰すべき事由による遅延とする。
- 4 甲が本事業を行政サービスとして実施すること自体に対する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

第2節 甲による確認

(甲による説明要求及び建設現場立会い等)

第29条 甲は、本件施設の建設状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙又は建設企業に対してその説明を求めることができるものとし、また、乙又は建設企業が行う工程会議に立会うことができるほか、建設現場において建設状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する建設状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また建設企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、建設状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙は、これに従うものとする。但し、乙は、建設状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

4 乙は、工期中に乙が行う本件施設の検査又は試験のうち主要なものについて、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。

5 乙は、本件施設の建設の進捗状況に関して、甲の請求があった場合、適宜甲に対して報告を行うものとする。

6 甲は、本条に規定する説明若しくは確認の実施又は報告の受領それ自体を理由として、本件施設の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第30条 本件施設が本契約、募集要項等、設計図書及び提案書類に従い建設されていることを確認するために、甲は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

2 甲は、前項に規定する中間確認の実施それ自体を理由として、本件施設の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

3 中間確認の結果、建設状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。但し、乙は、建設状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

第3節 しゅん工等

(乙による本件施設のしゅん工検査)

第31条 乙は、自己の費用と責任において、本件施設のしゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等を実施するものとする。乙は、本件施設のしゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等の日程を、実施日の7日前に甲に対して書面で通知するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定に従い行うしゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等に立会うことができる。但し、甲は、しゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等への立会いの実施それ自体を理由として、何らの責任を負担するものではない。

3 乙は、しゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して、しゅん工検査及び備品の検査並びに試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

(甲による本件施設のしゅん工検査)

第32条 甲は、乙から前条第3項に定める報告を受けた場合、20開庁日以内に、募集要項等に従い、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、しゅん工検査を実施するものとする。

2 前項のしゅん工検査は、甲が確認した設計図書との照合により実施するものとする。

3 乙は、備品の取り扱いに関する甲への説明を、前条の試運転とは別に実施するものとする。

4 しゅん工検査の結果、本件施設の状況が本契約、募集要項等、設計図書又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。但し、乙は、本件施設の状況が本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱しているという甲の判断に対して意見を述べることができ、甲がかかる乙の意見に理由があると認めた場合には、乙は、甲の要請に従うことを要しないものとする。

5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から20開庁日以内に、再しゅん工検査を実施するものとする。当該再しゅん工検査の結果、本件施設の状況がなおも本契約、募集要項等、設計図書、又は提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、前項及び本項の定めるところに準じるものとする。

6 甲は、前5項のしゅん工検査又は再しゅん工検査の結果、本件施設の状況が本契約、募集要項等、設計図書、及び提案書類の内容を逸脱していないと認めた場合、しゅん工検査合格書を速やかに乙に交付するものとする。乙は、平成23年6月末日までにしゅん工検査合格書の交付を受けなければならないものとする。

7 甲は、本条に規定するしゅん工検査合格書を交付したことを理由として、本件施設の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、そ

の提供する建設業務が本契約、募集要項等、業務計画書及び提案書類の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲がしゅん工検査合格書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

(甲による本件施設の維持管理・運営体制確認)

第33条 乙は、前条のしゅん工検査合格書の交付を受けた後、委託業務開始日に先立って委託業務の実施に必要な人材を確保し、かつ、要求水準書に従って開業準備業務を行わなければならない。

2 乙は、開業準備業務着手前に、開業準備業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。開業準備業務計画書の内容を変更する場合も同様とする。乙は、甲の承認を受けた開業準備業務計画書に従い、開業準備業務を実施しなければならない。

3 乙は、本契約、募集要項等、業務計画書、及び提案書類に従って委託業務を実施することが可能となった時点において甲に対してその旨を通知するものとする。

4 甲が乙から前項に規定する通知を受けた場合、甲は、乙に対して、委託業務の実施体制を確認するため、本件施設の設備等の試稼動、調理業務のリハーサル及び検食会の実施等を求めることができる。本項による確認の結果、委託業務の実施体制が本契約、募集要項等で乙が既に甲に提出した業務計画書又は提案書類で必要とされる条件を満たしていないと甲が合理的に判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。

5 前項に規定する本件施設の設備等の試稼動、調理業務のリハーサル及び検食会の実施等は、乙の責任及び費用により行うものとする。

(甲による業務体制確認)

第34条 甲が、乙の開業準備業務の完了及び委託業務の実施体制を確認し、かつ、乙が別紙2に記載する種類及び内容を有する保険に自ら加入し、又は別紙2に記載の保険契約者に加入させ、その保険証書の写しを甲に対して提出した場合、甲は、当該確認を行った日又は当該文書の提出があった日のいずれか遅い日から10開庁日以内に、乙に対して業務体制等確認書を交付するものとする。

2 乙は、委託業務開始予定日の前日までに業務体制等確認書の交付を受けなければならない。但し、本契約に従い工期変更がなされた場合には、実際に業務を開始する日の前日までに業務体制等確認書の交付を受けなければならない。

3 乙は、前項に規定する甲の業務体制等確認書を受領するまでの間は、第37条に基づき本件施設を甲に引き渡すことはできないものとする。

4 甲は、第1項に規定する業務体制等確認書を交付したことを理由として、本件施設の建設、維持管理及び運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する委託業務が本契約、募集要項等、業務計画書及び提案

書類の仕様若しくは水準を満たさなかった場合において、甲が業務体制等確認書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第4節 工期の変更等

(工期の変更)

第35条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 前2項において、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工期の変更による費用負担)

第36条 甲の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件施設の甲への引き渡しが委託業務開始予定日より遅れた場合は、甲は、当該遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用(直接工事費のほか、維持管理に係る費用及び金融費用を含む。)に相当する金額を乙に対して支払うものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件施設の甲への引き渡しが委託業務開始予定日より遅れた場合は、乙は、本件施設の設計・建設業務及び開業準備業務の対価(支払利息相当額を除く。)の年3.6%の割合による金額につき、遅れた日数に応じて日割り計算した金額を、甲に対して支払うものとする。
- 3 不可抗力により工期を変更した場合で、かつ、本件施設の甲への引き渡しが委託業務開始予定日より遅れた場合、当該遅延に伴う増加費用は、別紙4に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議によりサービス対価の見直しを行う。

第5節 損害の発生等

(建設工事中に乙が第三者に及ぼした損害)

第37条 乙が本件施設の建設工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

- 2 本件施設の建設工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈

下、地下水の断絶その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

(不可抗力による損害)

第38条 甲が本件施設のしゅん工を確認する前に、不可抗力により、建設中の本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は損失が生じた場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知するものとする。

2 甲が前項に従い乙から通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を乙に対して通知するものとする。

3 第1項に規定する損害又は損失(追加工事に要する費用を含む。)に係る追加費用は、別紙4に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担するものとし、必要に応じて協議によりサービス対価の見直しを行う。

第5章 本件施設の引渡し

(所有権の移転)

第39条 乙は、甲から本件施設のしゅん工検査合格書及び業務体制等確認書を受領した上で、引渡予定日に本件施設(但し、運営備品を除く。以下、本章において同じ。)の所有権を甲に移転し、本件施設を甲に引き渡すものとする。乙は、本件施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

2 乙は、引渡しに際して、甲に対し、別紙3第3項に定めるしゅん工図書を提出するものとする。なお、乙は、しゅん工図書の保管場所を本件施設内に確保するものとする。

(登記)

第40条 乙は、甲によるしゅん工検査後、甲の本件施設の表示登記及び所有権の保存登記の事務を、事業スケジュールに支障がないように、代行して行うものとする。

(引渡しの遅延)

第41条 乙は、本件施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定する対応計画において、本件施設の可及的速やかな引渡しに向け

ての対策及び想定される委託業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。

(瑕疵担保)

- 第 4 2 条 甲は、本件施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第39条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。但し、その瑕疵が乙又は建設企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、本件施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定に拘らず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。但し、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設企業から徴求し甲に差し入れるものとする。保証書の様式は、別紙7に定める様式による。
- 6 本条第1項ないし第4項の規定は、瑕疵が甲の指示によって生じたものであって、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を果たす限りにおいて、適用しない。

第6章 本件施設の維持管理及び運営

第1節 総則

(委託業務)

- 第 4 3 条 甲は乙に対し、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、本契約の期間中、自己の費用と責任において、日本国の法令、本契約（維持管理及び運営に関する合意事項は本契約の一部とみなす。以下、本章において同じ。）、募集要項等及び提案書類に従って、委託業務をしなければならない。
- 2 要求水準書は、甲が第75条第2項又は第77条第2項若しくは第3項に基づいて委託業務の内容を変更する場合、及び第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に基づいて設計内容を変更する場合を除き、甲と乙が合意したときに限り、その内

容を変更することができるものとする。

- 3 乙は、委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施するものとする。
- 4 運営備品については事業期間を通じて乙が所有するものとし、募集要項等に従い維持管理し、更新を行うものとする。
- 5 乙は、自己の費用と責任において、騒音、臭気、振動その他委託業務の遂行により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとする。
- 6 前項に定める近隣対策の実施について、甲の請求があった場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告するものとし、甲は、乙に対して、必要に応じて協力するものとする。
- 7 本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟については、甲が責任を負うものとする。

(本件施設の委託業務に関する許認可及び届出等)

- 第44条 乙は、委託業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な許認可を、自己の責任及び費用において取得しなければならない。但し、甲が申請する必要性が生じた場合には、甲が必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項に定める許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。
 - 3 甲が乙に対して協力を求めた場合、乙は甲による許認可及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(第三者の使用)

- 第45条 乙は、提案書類で明示された者以外の者に委託業務を実施させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。但し、甲は承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。
- 2 乙の委託業務実施における第三者の使用は、乙の責任において行うものとし、本件施設の委託業務に関して乙又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。
 - 3 乙は、甲に報告した本件施設の委託業務の実施体制に係る事項に変更、追加等が生じた場合には、速やかにかかる変更、追加等について甲に報告しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務に関し、甲から求められたときは、乙と受託者との契約書及び受託者が更に下請人等を使用する場合の受託者と下請人等との契約書の写しを提出し、その内容について説明しなければならない。

(業務報告書等)

- 第46条 乙は、甲に対して、毎月及び毎四半期の各業務終了後10日(その日が閉庁日の

場合には翌開庁日)以内に、要求水準書に従い運営業務報告書(但し、8月分を除く。)及び維持管理業務報告書を提出し、報告対象月及び四半期の委託業務の遂行状況を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、第1項に定める業務報告書の他、要求水準書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、保管しなければならない。乙は、甲の求めがあるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を甲の閲覧に供しなければならない。

(モニタリング)

第47条 甲は、自らの費用負担において、委託業務の要求水準を確保するために、定期的又は随時に、モニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに甲が決定し、乙に通知するものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、乙から提出される業務報告書を検討するほか、業務報告書の内容を確認するため、施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

甲は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、随時、施設巡回、業務監視、甲に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。乙は、当該随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

- 2 甲は、前条に規定する業務報告書を受領したときは、前項(1)号の定期モニタリングを実施し、報告対象期間の委託業務の遂行内容を確認するものとし、乙は、かかる業務確認に必要な協力をなすものとする。その結果、報告対象期間の委託業務が完了されていると確認した場合には、その旨を乙に対して、業務報告書受領後20日以内に通知するものとする。

- 3 前項によるモニタリングの結果、報告対象期間の委託業務の実施状況が本契約、募集要項等、長期維持管理業務計画書、年間維持管理業務計画書、長期運営業務計画書、年間運営業務計画書及び提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙に対し、別紙6の手続きに従い必要な措置をとることができる。この場合、乙は前条に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を甲に対して報告しなければならない。

- 4 甲は、モニタリングの実施、説明要求、説明の実施及び立会いの実施それ自体を理由として、本件施設の委託業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

第48条 乙が委託業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、乙は、当該損害を当該第三者に対して賠償するものとする。但し、乙の責めに帰すべき事由によらない場

合はこの限りではない。

- 2 乙が善良なる管理者の注意義務を尽くしても委託業務に伴い避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合は、甲が当該第三者に対して当該損害を賠償する。

第2節 維持管理業務

(維持管理業務計画書の提出)

第49条 乙はしゅん工予定日までに、本契約、募集要項等及び提案書類に基づき長期維持管理業務計画書及び長期修繕実施計画書を作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、各事業年度が開始する30日前までに本契約、募集要項等、長期維持管理業務計画書及び提案書類に基づき、年間維持管理業務計画書を作成して、甲に提出し、各事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた維持管理業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 甲は、維持管理業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本件施設の維持管理の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(本件施設の補修・修繕)

第50条 乙は、募集要項等及び提案書類に従い、本件施設の補修・修繕を、自己の費用と責任において実施するものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由により本件施設の補修・修繕を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

- 2 乙が本件施設の補修・修繕を行った場合、乙は、必要に応じて当該補修・修繕をしゅん工図書に反映して改訂したしゅん工図書を甲に提出することとし、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出するものとする。

(報告等)

第51条 乙が長期修繕実施計画書に記載のない修繕(但し、軽微なものを除く。)を行う場合、乙は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。但し、直ちに修繕を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合については、乙は、甲の事前の承諾なく当該修繕を行うことができ、この場合、乙は、修繕後速やかに甲に対しその内容等必要な事項を報告するものとする。

第3節 運営業務

(法令等の遵守)

第52条 乙は、適用される法令、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等を遵守して運営業務を実施しなければならない。

- 2 法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとする。

(運営業務計画書の提出)

第53条 乙はしゅん工予定日までに、本契約、募集要項等及び提案書類に基づき長期運営業務計画書を作成して、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、各事業年度が開始する30日前までに、本契約、募集要項等、長期運営業務計画書及び提案書類に基づき、年間運営業務計画書を作成して、甲に提出し、各事業年度が開始する前に甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の確認を受けた運営業務計画書を変更しようとする場合には、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 甲は、運営業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、本件施設の運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(管理責任者)

第54条 乙は、要求水準書に従い、しゅん工予定日までに、アレルギー対応食調理責任者、総括責任者、調理責任者及び調理副責任者、食品衛生責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項に従い甲に報告した者を変更した場合には、変更後1か月以内に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を甲に提出するものとする。変更の報告に係る者を変更する場合も同様とする。

(調理等業務その他)

第55条 乙は、甲が作成した献立に記載された給食を、甲が検収の上、乙に提供する食材を材料として調理し、甲が指定する配送先学校に運搬する。

- 2 甲が、乙が給食を提供すべき日及び乙が用意すべき給食の食数並びに給食を配送する配送先学校を乙に通知する方法及び手続きは募集要項等に規定された方法とする。募集要項等に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、甲と乙が別途協議して定めることができる。
- 3 前項により甲と乙が定めた事項は書面によるものとし、甲乙これを遵守することを要す。

(食中毒等)

第56条 乙は、要求水準書に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって運営業務を実施し、法令及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

2 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、乙は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。

3 前項の場合、乙も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して甲の承諾を得るものとする。甲はかかる承諾につき、合理的理由なくして留保、遅延又は拒絶をしないものとする。

4 給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、乙はこれを賠償するものとし、甲が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、甲の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。但し、乙がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し甲の承諾を得た場合には、甲に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。

5 乙の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本件施設の運営ができない期間の委託料の支払い及び損害賠償（前項により甲が乙に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。

(2) 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合、及び乙が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第3項の甲の承諾を得た場合、委託料については、本件施設の運営ができない期間において乙が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、甲又は乙による損害賠償はないものとする。

(3) 上記第(1)号及び第(2)号以外の場合、本件施設の運営ができなかった期間の委託料の固定料金のうち本件施設の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

6 前項の場合で、第60条第1項に定める委託料の請求書を甲が受領するときまでに、甲又は乙のいずれの責めに帰すべき事由によるものが判明しないとき又は原因不明の結果に関して甲の承諾が得られないときは、甲は、乙に対し、乙の請求に基づき委託料について、本件施設の運営ができない期間の委託料の固定料金のうち維持管理業務に係る部分のみを支払う。かかる支払いがあった後、当該食中毒等が前項第(1)号又は(2)号の事由によるものであることが判明した場合には、甲は委託料のうち当該食中毒により本件施設の運営ができなかった期間の運営業務に係る未払い部分を、乙

の請求により支払うものとする。

第7章 本事業のサービス対価の支払い

(本事業のサービス対価の支払い)

第57条 甲から乙への本事業のサービス対価の支払額は、設計・建設業務及び開業準備業務の対価並びに委託業務(但し、開業準備業務を除く。以下、本章において同じ。)の対価に分割して計算するものとする。

- 2 甲又は乙は、賃金水準又は物価水準の変動により、サービス対価が不相当となったと認めるときは、相手方に対して本事業のサービス対価のうち委託料の変更を請求することができる。

(設計・建設業務及び開業準備業務の対価の支払い)

第58条 甲は、平成23年9月末日までに、本件施設の建設の対価の一部として、金225,000,000円(税抜き)を、別紙5に定めるところにより建設一時支払金として、乙に支払うものとする。

- 2 甲は、運営期間中、設計・建設業務及び開業準備業務の対価として、前項の建設一時支払金を控除した金【 】円を、別紙5に定めるところにより割賦料として、乙に支払うものとする。但し、その支払利息相当額は、別紙5に規定する支払利息相当額の改定方法に従い、改定されることがある。
- 3 前項に規定する割賦料の支払いは、平成23年度から平成38年度まで全61回に分割し、各事業年度の3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日(但し、初回は平成23年9月末日とし、最終日は平成38年8月31日とする。)から30日以内に、対象となる四半期に相当する額の請求書を乙が作成して甲に提出し、甲は、当該請求書受領後30日以内に乙に支払うものとする。
- 4 前項の支払金額は、各回の支払いにおいて同額とする。但し、本件施設の引渡しが遅延した場合その他甲が見直しを必要とする場合には、甲及び乙の協議により、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行うことができるものとする。
- 5 甲及び乙は、別紙5に定めるとおり、平成21年8月4日から平成23年8月末日までの金利変動を勘案して各回の支払金利を改定することができるものとする。

(委託料の支払い)

第59条 甲は、運営期間中、委託料を別紙5に定めるところに従い、乙に支払うものとする。委託料は固定料金と変動料金とで構成され、固定料金として総額金【 】円、変動料金として、乙が提供した給食1食当たり金【 】円を、支払うものとする。

- 2 前項に規定する委託料の支払いは、別紙5の定めるところに従い、平成23年度から平成38年度までの毎四半期ごと、全61回の支払いとする。
- 3 委託料は、別紙5に従い、物価変動に基づき、年に1回改定するものとする。

(委託料の支払手続)

- 第60条 乙は、各四半期末(但し最終日は平成38年8月31日)において、甲から第47条第2項に規定する業務報告書を確認した旨の通知を受けたときは、速やかに、甲に対して、当該四半期分(但し、第1回は平成23年9月1日から同月30日までの分、最終回は平成38年7月1日から同年8月31日までの分)における別紙5に定める額の委託料の請求書を提出するものとする。また、乙は、業務報告書の提出から10日以内に、甲から、委託業務の完了を確認した旨の通知又は乙による委託業務の遂行が本契約、要求水準書、業務計画書又は提案書類等が定める水準又は仕様に達していないおそれがある旨の通知を受けていない場合にも、甲に対して、委託料の請求書を提出することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にかかる委託料の支払いを行うものとする。

(委託料の減額)

- 第61条 第47条による甲のモニタリングにより、委託業務について本契約、募集要項等、業務計画書又は提案書類に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙6の手続に従い委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

(委託料の返還)

- 第62条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載が無ければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還するものとする。

(委託料の調整)

- 第63条 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置(事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。)が生じた場合、甲と乙は、委託料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が整ったときは、委託料を調整するものとする。

第8章 契約期間

(契約期間)

第64条 本契約の契約期間は、本契約の締結日から、委託業務終了日までとする。

第9章 契約の終了

第1節 乙の事由による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第65条 本件施設についてしゅん工検査合格書が交付される前(以下「しゅん工前」という。)において次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で、本契約の全部を解除により終了させることができる。

(1) 乙が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、平成23年6月末日までにしゅん工検査合格書の交付を受けられない、又は平成23年6月末日までにしゅん工検査合格書の交付を受ける見込みが明らかでないとき認められるとき。

2 本件施設についてしゅん工検査合格書が交付された後(以下「しゅん工後」という。)において、次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で本契約を書面による通知により終了させることができる。但し、しゅん工後は、未履行の委託業務(開業準備業務を含む。)に関する部分のみを解除することができるものとする。

(1) 乙が、別紙1に定める引渡予定日に本件施設の引き渡しを行うことができないとき。

(2) 別紙6に定める手続により解除するとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、給食配送先学校において食中毒が2回以上発生したとき(同一の給食配送先学校かどうかは問わない)。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して7営業日以上、乙が委託業務を行わないとき。

(5) 乙の委託業務の実施義務以外の本契約上の債務の不履行があり、甲が相当期間を定めて催告をしたにも拘らず乙が債務の履行をしないとき。

3 本件施設のしゅん工の前後を問わず、次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により通知した上で、本契約を終了させることができる。

(1) 乙に係る、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について乙の取締役会

でその申立を決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によりその申立がなされたとき。

- (2) 乙が、意図的に、業務報告書に著しい虚偽記載を行い、甲がこれを訂正するよう指示したにも拘らずかかる指示に従わないとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により履行不能が生じたとき。
- (4) 甲と応募者が平成【 】年【 】月【 】日付で締結した本事業にかかる基本協定第8条第1項各号に規定する事由が生じたとき。

（しゅん工前の解除）

第66条 本件施設のしゅん工前に前条第1項又は第3項（第4号の場合を除く。）の規定に基づいて本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、設計・建設業務及び開業準備業務の対価（支払利息相当額を除く。）の合計金額の10分の1に相当する違約金を支払い、かつ、甲が解除により被った損害で違約金を超える額を賠償するものとする。

- 2 前項の場合において出来形部分（建設現場に現存するものに限る。以下同じ。）が存在する場合、甲は、当該出来形部分を確認の上、委託業務開始予定日から15年が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分については出来高に相当する金額で、出来形部分内の備品については時価相当額で買い受けることができるものとする。乙は、出来形部分内の備品以外の物品は撤去するものとするが、甲との協議が整った場合には、甲はかかる物品を、甲と乙が別途合意する金額で買取ることができる。また、乙は、備品の譲渡に当たっては、甲に対し備品の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。
- 3 前項により、甲が、出来形部分又は備品を均等分割払いにより買い受ける場合には、甲は、協議の上、乙と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また乙は、解除により本契約が終了した日から540日を経過したとき又は第5項に準用される第42条の規定により乙が負う瑕疵担保責任を甲が承諾する第三者が引き受けたときは、かかる売買に起因して乙が取得した債権を甲が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。
- 4 第2項により甲が出来形部分を買受ける場合、甲は、当該出来形部分の売買代金と第1項に規定する違約金支払請求債権及び損害賠償請求債権とを対当額により相殺することができるものとする。
- 5 本条の規定に従い甲が出来形部分を買受ける場合、当該出来形部分については、第42条の規定を準用する。
- 6 第2項の規定に拘らず、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、乙の費用において本件土地を原状回復するよう請求できる。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わ

ないときは、甲は、乙に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を乙に求償することができるものとする。この場合においては、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

(しゅん工後の解除)

第67条 本件施設のしゅん工後に第65条第2項又は第3項の規定に基づいて本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、解除の日が属する事業年度の委託料(但し、平成23年度中の解除の場合は平成24年度の委託料とする。)の総額の10分の1に相当する違約金を支払い、かつ、甲が解除により被った損害で違約金を超える額を賠償するものとする。

2 前項の解除が、本件施設の引渡し前になされた場合、乙は速やかに甲に本件施設(但し、運営備品を含まない。以下、本項において同じ。)を引き渡して所有権を甲に譲渡するものとし、本件施設の引渡し後になされた場合、甲は本件施設の所有権を引き続き保有するものとする。

3 第2項の場合には、乙は、第4項及び第5項の手續終了後速やかに、本件施設の委託業務を甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。

4 甲は、解除の日から10日以内に本件施設の現況を検査するものとする。この場合において、本件施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができる。

5 乙は、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知するものとする。甲は、かかる通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行うものとする。

6 乙の委託業務の実施期間(対価の支払いのない期間に限る。)が四半期に満たない場合には、甲は、乙の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として乙に支払うものとする。

7 甲は、解除後も、本件施設の設計・建設業務及び開業準備業務の対価を解除前のスケジュールに従って支払うものとする。但し、本件施設の引渡し前の解除の場合、本件施設が第2項に従い甲に譲渡された場合にのみ、本件施設の設計・建設業務及び開業準備業務の対価を支払うものとする。なお、開業準備業務の完了前の解除の場合、履行済の開業準備業務に相当する金額を開業準備業務の対価として支払うものとし、建設一時支払金の減額により調整することとし、割賦料の元本は変更しないものとする。

8 甲は、運営備品については時価で乙から買い受けることができるものとする。

第2節 甲の事由による契約終了

(甲の債務不履行による契約終了)

第68条 甲が本契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、当該支払遅延が生じたときの政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は甲の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、乙は、本契約の全部を解除することができるものとする。
- 3 前項により本契約が解除された場合、本件施設のしゅん工前に解除された場合は第66条第2項、第3項、第5項及び第6項を準用するものとし、本件施設のしゅん工後に解除された場合は、第67条第2項ないし第8項の規定を準用する。但し、第66条第2項の準用において甲による本件施設の出来形部分の買い受けは甲の義務とし、また、第66条第6項の準用において原状回復費用は甲が負担するものとする。
- 4 第2項に従い本契約が終了した場合、甲は、乙に対して、当該解除により乙が被った損害（金融費用を含む。）を賠償するものとする。

第3節 不可抗力及び法令変更による契約終了

(不可抗力又は法令変更による契約終了)

第69条 本契約の締結後における不可抗力又は法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は甲が本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲又は乙は、相手方と協議の上、本契約を終了させることができる。甲の要請により本契約を終了させる場合、甲は、開業費等のうち実際に乙が支出した金額（但し、金【 】円を超えない。）及び乙が本契約の終了により支出した実費相当額（金融費用を含む。）を負担するものとする。

- 2 前項により本契約が解除された場合、本件施設のしゅん工前に解除された場合は第66条第2項、第3項、第5項及び第6項を準用するものとし、本件施設のしゅん工後に解除された場合は、第67条第2項ないし第8項の規定を準用する。但し、第66条第2項の準用において甲による本件施設の出来形部分の買い受けは甲の義務とし、また、第66条第6項の準用において原状回復費用は甲が負担するものとする。

第4節 契約終了時の事務

(保全業務)

第70条 乙は、本契約解除（委託業務の部分のみが解除された場合を含む。）の通知の日から第66条第2項による引渡し又は第67条第3項による委託業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設又は出来形部分について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第71条 乙は、甲に対し、第66条第2項若しくは第67条第2項による引渡し又は第67条第3項（第68条第3項及び第69条第2項により準用される場合を含む。）による委託業務の引継ぎ完了と同時に、設計図書（但し、本契約がしゅん工前に解除された場合、図面等については乙が既に作成を完了しているものに限る。）等本件施設の建設及び修補に係る書類その他本件施設の建設、維持管理、運営及び保守点検に必要な書類一切を引渡さなければならない。

- 2 甲は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、本件土地に本件施設又はこれに類似する施設を建設し、又は本件施設の維持管理及び運営のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下、この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

(契約終了時の検査)

第72条 乙は、本契約が終了した場合、建築物の主要構造部について、以下の内容の検査を行い、甲の確認を得るものとする。かかる検査において不備が認められた場合は、適宜修繕等を実施するものとする。

- (1) 構造上有害な鉄骨の錆・傷等
- (2) 接合部のボルトのゆるみ等
- (3) 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等

(契約終了時の事務)

第73条 乙は、本契約が終了した場合（委託業務に関する部分のみが解除され終了した場合を含む。以下、本条において同じ。）において、本件土地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（乙の業務を受託し又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含み、次項に従い甲に無償譲渡される配送車及び運営備品を含まない。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 期間満了により本契約が終了する場合、乙は、甲から求めを受けたときは本契約終

了時に甲の求めを受けた配送車及び運営備品を甲に無償で譲渡するものとする。

- 3 乙は、本契約が終了する場合には、甲又は甲の指示する者に、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、第46条の規定に拘らず、本条の業務を全て終了した上で、業務終了から10日以内に、最終支払対象期間の業務報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

第10章 不可抗力

(通知の付与)

第74条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本件施設が本契約、募集要項等、施工計画書又は設計図書に従い建設できなくなった場合、又は、本契約、募集要項等、提案書類又は業務計画書で提示された条件に従って委託業務を行うことができなくなった場合、又は本契約の履行のための費用の増加が見込まれる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。但し、当該当事者は不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第75条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計、建設、工期、委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、業務計画書及び長期修繕実施計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。

第11章 法令変更

(通知の付与)

第76条 本契約当事者は、本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本契約に基づく自己の義務を履行することができなくなった場合、又は本契約の履行のため

の費用の増加が見込まれる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知するものとする。

- 2 本契約当事者は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用ある法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。但し、当該当事者は法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第77条 甲が乙から前条第1項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本件施設の設計、建設、工期、委託業務開始予定日、本契約、要求水準書、業務計画書及び長期修繕実施計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。なお、税制改革等による新たな税制に伴う乙の税負担については、甲は、協議に応じるものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、別紙8に記載する負担割合によるものとする。
- 3 本契約締結後に法令以外の所轄官庁の通達、要綱等の変更があるときは、乙は甲の指示に従うものとし、甲の指示に従うことにより、乙に追加費用が生じる場合は甲の負担として、サービス対価の見直しを行う。但し、追加費用の額が多大となる場合には、甲は本契約を解除できるものとし、第69条の規定を準用する。

第12章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第78条 甲及び乙は、本事業に関し必要な協議を行うため、関係者協議会を設置するものとする。

- 2 関係者協議会は、本契約において甲乙の協議によるとされる事項及び甲乙が必要と認める事項のうち、関係者協議会で協議される事項として合意された事項について、協議し、決定するものとする。甲及び乙は、かかる関係者協議会の決定事項を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、必要と判断した場合には、関係者協議会の下部組織として分会を設けることができる。
- 4 乙は、必要と判断した場合には、構成員以外の第三者を関係者協議会又は分会に招致し、意思決定に際してかかる第三者の意見を聴取することができる。

- 5 関係者協議会及び分会における協議事項は、出席者による十分な討論を経た上で決定されるものとする。その他の関係者協議会及び分会の運営に関する細目事項は、関係者協議会における協議により定めるものとする。

第13章 その他

(公租公課の負担)

第79条 本契約及び本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、サービス対価及びこれに対する消費税（地方消費税も含む。）を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。

(遅延利息)

第80条 甲又は乙が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、第68条第1項に定める場合を除き、未払額につき遅延日数に応じ年3.6%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

(損害賠償)

第81条 甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。

(本件施設の譲渡等)

第82条 本契約に別段の定めのある場合のほかは、乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本件施設の一部又は全部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(事業者の兼業禁止)

第83条 乙は、本契約による事業以外の業務を行ってはならない。但し、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(株式等の発行制限)

第84条 乙は、契約期間中、甲の事前の承諾を得ない限り、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

- 2 乙は、他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならない。

(会計監査人及び監査役の設置)

第 8 5 条 乙は、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 326 条第 2 項に従い、その定款に会計監査人及び監査役の設置にかかる規定を置き、この契約の期間中これを維持しなければならない。

- 2 乙は、役員 (会社法第 329 条にいう役員をいう。) 及び会計監査人に異動があったとき、及びその他乙の商業登記事項に変更があったときは、変更後の登記事項証明書を添えて、速やかに甲に報告しなければならない。

(経営状況の報告)

第 8 6 条 乙は、この契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日までに、翌年度の予算の概要を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、この契約の終了に至るまで、各事業年度ごとに、会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類 (会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類をいう。) 及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを、当該事業年度の最終日から 3 か月以内に、甲に提出しなければならない。

(乙の解散)

第 8 7 条 乙は、委託業務終了日 (本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日) まで解散することはできない。

(付保すべき保険)

第 8 8 条 乙は、別紙 2 に定める内容の保険を自ら付保し、又は第三者をして付保せしめるものとする。なお、当該保険のうち、同別紙に定める「付保する期間」中において更新する必要があるものは、乙の責任において更新されるものとする。

- 2 乙又は第三者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、この契約に定める業務の実施に関し、提案書類で提案された保険に加入し又はこれを更新したとき、又は提案書類で提案された保険につき第三者をして保険に加入され又はこれを更新させたときは、当該保険の保険証書又は付保証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。

(銀行団との協議)

第 8 9 条 甲は、本事業に関して乙に融資する銀行団との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、協議に関する事項及び担保に関する事項等について協議し、協議が整ったときには協定を締結することができる。

(成果物、本件施設の利用及び著作権)

第 90 条 甲は、基本設計図書、実施設計図書、及びしゅん工図書、その他本契約に関して要求水準書及び甲の要求に基づき作成され甲に提出される一切の書類、図画、写真、映像等（以下「成果物」という。）並びに本件施設について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 前項の成果物及び本件施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が、成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本件施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公共機関をして公表若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の完成、増築、改築、修繕のために必要な範囲で甲、又は甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の保証)

第 91 条 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害した場合、その第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

(工業所有権)

第92条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第14章 雑 則

(本件施設の見学者対応)

第93条 乙は、甲が受け入れる本件施設の見学者対応に関し、必要な協力を行わなければならない。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第94条 乙は、本契約に基づく業務の履行に当たり、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(協議)

第95条 甲と乙は、必要と認める場合は適宜、相手方当事者に対して、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。但し、関係者協議会で協議される事項については、この限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第96条 本契約に定める、請求、通知、報告、承諾、勧告、催告及び契約終了告知又は解約は、相手方に対する書面をもって行われるものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)が規定するところによるものとする。

(契約上の地位の譲渡)

第97条 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第 98 条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員、従業員、自己の代理人、銀行団、コンサルタント、及び本条第 2 項により秘密保持義務を負う業務受託者等以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的（但し、適用法令に基づく場合を除く。）に使用してはならない。但し、開示する事項が以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本契約締結時に、既に公知又は既知のもの
- (2) 本契約締結後に甲及び乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- (3) 甲又は乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの
- (4) 法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたものの
- (5) 甲又は乙が相手方より入手した情報を使わずに単独で取得したもの

2 乙は、乙が委託業務遂行のために契約を締結する業務受託者等につき、本契約に基づき乙が負担するのと同様の秘密保持義務を負わせるものとする。

(個人情報の保護)

第 99 条 甲及び乙は、本件施設の利用者の個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得たかかる個人情報について適切な管理を行うものとする。

(準拠法)

第 100 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第 101 条 本契約に関する紛争は、千葉地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、本契約をもって、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第 102 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

日 程 表

- 1 本契約締結 平成21年12月
- 2 設計期間 本契約締結後～提案書類で定める日
- 3 基本設計図書の提出予定日 平成【 】年【 】月【 】日
- 4 実施設計図書の提出予定日 平成【 】年【 】月【 】日
- 5 建設期間 提案書類で定める日～平成23年6月末日まで
- 6 しゅん工予定日 平成23年6月末日まで
- 7 開業準備期間 しゅん工日～平成23年8月31日
- 8 引渡予定日 平成23年8月31日
- 9 維持管理期間及び運営期間 平成23年9月1日～平成38年8月31日

備考

日程表の記載期日については、本契約締結時点での日程とする。

その後の日程変更については、甲と乙の間の協議とする。

なお、平成38年9月1日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて乙の意見を聴きながら、甲が事業期間内に決定する。

乙が付保する保険

乙は、次の保険を付保するものとする。保険契約は、1年毎の更新でも認めることとする。

1 第三者賠償責任保険

(1) 対象

本件施設の建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

(2) 付保する期間

本件施設の着工日から引渡日まで

(3) てん補限度額(補償額)

対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円

対物：1事故当たり1億円

(4) 保険契約者

【 】

2 建設工事保険

(1) 対象

工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害を担保

(2) 付保する期間

本件施設の着工日からしゅん工検査合格書が交付される日まで

(3) てん補限度額(補償額)

請負代金額

(4) 保険契約者

【 】

3 賠償責任保険

(1) 対象

維持管理業務及び運営業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

(2) 付保する期間

運営期間

- (3) てん補限度額（補償額）
対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり10億円
- (4) 保険契約者
【 】

5 普通火災保険

- (1) 対象
乙が設置する本件施設
- (2) 付保する期間
しゅん工検査合格書が交付された日の翌日から運営期間の終了日まで
- (3) 保険金額（補償額）
再調達価格相当額
- (4) 保険契約者
【 】

提出図書

1 工事着工時の提出書類

- (1) 工事実施体制：2部
- (2) 工事着工届：2部
- (3) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：2部
- (4) 下請業者一覧表：2部
- (5) 仮設計画書：2部
- (6) 工事記録写真撮影計画書：2部
- (7) 施工計画書（詳細工程表を含む。）：2部
- (8) 主要資機材一覧表：2部

2 施工中の提出書類

- (1) 機器承諾願：3部
- (2) 残土処分計画書：2部
- (3) 産業廃棄物処分計画書：2部
- (4) 主要工事施工計画書：2部
- (5) 生コン配合計画書：2部
- (6) 各種試験結果報告書：2部
- (7) 各種出荷証明：2部
- (8) マニフェストA・B 2・D・E票：1部（写し1部）
- (9) 工事監理報告書：3部

3 引渡し時の提出書類（「しゅん工図書」）

- (1) 工事完了届
- (2) 契約目的物引渡し書
- (3) 保証書、同一覧表
- (4) 鍵引渡し書（鍵番号一覧表共）
- (5) メーカーリスト（建築版、設備版、調理機器版、じゅう器備品版）
- (6) 設備機器（調理機器含む）仕様・規格・取扱説明一覧表
- (7) 協力（下請）業者一覧表
- (8) 官公庁関係書類、同一覧表（確認申請副本などは頭紙の複写を添付）
- (9) 予備品リスト
- (10) 鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）
- (11) 設備機器（調理機器含む）仕様書・規格書及び取扱説明書

- (12) 工事記録写真
- (13) しゅん工写真(アルバム形式)
- (14) しゅん工図(建築); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)
- (15) しゅん工図(電気); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)
- (16) しゅん工図(機械); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)
- (17) しゅん工図(衛生); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)
- (18) しゅん工図(調理); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)
- (19) しゅん工図(じゅう器); 製本A3 - 2部、観音A4 - 2部、アパチャカード2セット、CD-R(CADデータ)

上記の(1)から(12)は各1部とする。

(13)しゅん工写真は外観5カット、内観(主要各室1カット含む)15カット程度とする。

(14)から(19)しゅん工図のアパチャカードは、全て35mm版とする。

CADデータのファイル形式は市指定のフォーマットとする。

不可抗力の場合の費用分担規定

- 1 本件施設の設計・建設期間中に不可抗力が生じた場合、同期間中に発生した追加費用のうち累計で建設一時支払金及び割賦料の元本の合計額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。但し、乙又は建設企業が加入する工事保険に基づき、甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が建設一時支払金及び割賦料の元本の合計額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

- 2 運営期間中に不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した追加費用のうち累計で本件施設の年間の委託料（但し平成23年度の委託料は平成24年度の委託料と、平成38年度の委託料は平成37年度の委託料と、それぞれ同額とする。）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。但し、別紙2に記載される保険に基づき甲以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記年間の委託料相当額の100分の1を超えるときは、当該超過額は、甲が負担すべき追加費用額から控除するものとする。

サービス対価の支払方法及び改定方法等

1 サービス対価の構成

本事業のサービス対価は以下の料金から次に掲げる内訳から構成される金額費用とする。甲は、以下の料金に費用に、消費税及び地方消費税を加算して支払う。

(1) 施設整備費

建設一時支払金

建設一時支払金は、乙が行う本件施設の建設に対して、その一部を支払うものとし、金 225,000,000 円とする。

割賦料

割賦料は、乙が行う本件施設の設計、建設等の業務に要する費用に対し、建設一時支払金を控除した額を元本の金額とする。係る元本を乙が提案するスプレッドに、次の基準金利を加えた金利及び返済期間 15 年間の元利均等返済方式によって算出される償還金額を支払額とする。

元本	スプレッド	基準金利
金 【 】円	乙が提案したスプレッド	東京時間午前 10 時現在のテレレート 17143 頁に発表される TSR 6 か月 LIBOR ベース 15 年物 (円 - 円) 金利スワップレートとする。

(2) 委託料

委託料は、乙が行う維持管理業務及び運営業務に要する費用対して支払うものとし、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金

固定料金は、提供食数に関係なく生じる費用であり、各期の支払いにおいて、乙が提案する一定の額を支払うものであり、四半期当たりの固定料金を金[]円とする。

変動料金

変動料金は、提供食数に応じて変動する費用であり、各期における合計の提供食数に対して、乙が提案する 1 食単位を乗じた額を支払うものであり、提供した給食 1 食当たりの金[]円とする。

	項目	内訳	対象となる業務	備考
施設整備費	施設整備費 及びこれに かかる支払 利息	建設一時支払金 割賦料 割賦金利	ア．施設の設計・建設業務等 a. 施設の設計・建設業務 b. 外構等の設計・建設業務 c. 調理設備の設置業務（食物アレルギー専用調理室を含む。） d. 施設備品の設置業務 e. 工事監理業務 f. 建築確認申請等の手続業務及び関連業務 イ．市への施設の所有権移転業務	・開業準備は施設整備費に含まれる。
	維持管理費	固定分 変動分	ア．施設の維持管理業務 a. 建築物保守管理業務（建築物の修繕更新業務を含む。） b. 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。） c. 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。） d. 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。） e. 清掃業務 f. 警備業務	・固定分には、左記業務に要する施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれる。 ・変動分には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残さ処理費用等に係る費用が含まれる。
委託料	運営費	固定分 変動分	ア．運営業務 a. 調理業務（下処理業務、配缶業務及び食物アレルギー対応特別調理業務を含む。） b. 衛生管理業務 c. 運搬・回送業務 d. 洗浄・残飯処理業務 e. 配膳業務（食物アレルギー対応給食用容器の配膳業務を含む。） f. 運営備品の調達業務（配送車を含む。） (g. 開業準備業務) イ．その他事業者提案に基づく業務 a. 献立作成支援業務 b. その他の提案業務	

2 サービス対価の支払方法

(1) サービス対価の支払スケジュール

建設一時支払金については、乙が甲からしゅん工検査合格書を受領した後、速やかに請求書を甲に対して提出するものとし、甲は平成23年9月30日までに支払うものとする。

割賦料については、各四半期の終了後30日以内に、対象となる四半期に相当する額の請求書を乙が作成して甲に提出し、甲は、当該請求書受領後30日以内に乙に支払うものとする。

支払期間は15年間とし、平成23年9月1日～9月30日分を初回として支払うものとする。以降年4回、平成38年7月1日～8月31日分まで支払い、四半期ごとに合計61回の支払うものとする。

委託料については、甲は、乙が本契約、募集要項等、提案書類及び業務計画書に従い本件施設を適切に維持管理及び運営していることを確認して、乙に対して3か月毎に支払うものとする。

甲が乙から契約書の規定に従って、業務報告書を受領した場合、甲は受領後20日以内に委託業務の遂行内容を確認し、その結果を乙に通知するものとする。対象期間は、別紙6の5 委託料総額の減額方法に示すとおり、毎四半期の最終月と翌四半期の最初の2か月とし、この間について委託業務の遂行内容を確認する。

乙は甲の確認通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期に相当する請求書を甲に対して提出するものとし、甲は請求を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

支払期間は15年間とし、平成23年9月1日～9月30日分を初回として支払うものとする。以降年4回、平成38年7月1日～8月31日分まで支払い、四半期ごとに合計61回の支払うものとする。

なお、本契約が途中で解除され、又は実際の運営開始日が遅延するなどして委託料の対象となる期間が3か月に満たない場合には、委託料のうち固定料金については対象期間の日割り計算による。

サービス対価の支払時期

	支払対象期間	支払見込時期
初回	平成23年9月1日～9月30日	請求を受けた日から30日以内
以降、四半期ごと (年4回)	10月1日～12月31日	
	1月1日～3月31日	
	4月1日～6月30日	
	7月1日～9月30日	
最終回	平成38年7月1日～8月31日	

委託料のうち、別途、既存PFI事業者との協議により乙の負担となる費用が生じた場合は、協議内容に応じて支払方法を決定する。

(2) 各四半期の委託料の金額

各四半期に甲が支払う委託料の総額は次の計算式により得られる金額とする。

(委託料のうち固定料金) + (給食一食当たりの単価) ×

は稼働日毎に確定する給食数の各四半期の合計とし、各稼働日毎の給食数の算定方法は、変更給食数がマイナス200以上の場合には提供給食数、変更給食数がマイナス200に満たない場合には予定給食数から200を引いた数とする。但し、乙の責めに帰すべき事由により、提供給食数が実施給食数を下回った場合には提供給食数とする。

なお、変更給食数、予定給食数及び実施給食数の用語の意味は、募集要項において定義づけられているとおりとする。ただし、実施給食数の甲から乙への通知期限は給食提供日の1稼働日前の正午までとし、提供給食数とは、乙が実際に調理した給食数を意味する。

3 サービス対価の改定

(1) 割賦料の改定方法

基準金利

平成21年8月4日の基準金利(以下「旧基準金利」という。)と、平成23年8月末日の基準金利(以下「新基準金利」という。)に差が生じた場合、応募者が提案した支払金利額を以下の算式に基づき改定し、割賦料を改定する。スプレッド(利ざや)は、乙が提案したスプレッドを用いる。

・改定後に適用する支払金利 = 新基準金利 + スプレッド

・改定後の割賦料 = 元金返済額 + 改定後支払金利額

但し、15年間の3か月毎償還による元利均等払いの金額とする。

基準金利の種類及びスプレッドは見直さない。

物価改定

ア. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、本件施設の建設工事費(以下「建設工事費」という。)が不適當となったときは、甲又は乙は、建設工事費の変更を請求することができる。

イ. 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設工事費が著しく不適當

となったときは、甲又は乙は、建設工事費の変更を請求することができる。

ウ. ア.及びイ.の場合において、建設工事費の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

エ. ウ.の協議開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲がア.又はイ.の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

オ. 前記ア.ないしエ.により建設工事費が変更されたときは、かかる建設工事費の変更を反映するため、施設整備費を変更する。変更の方法は、前記ウ.及びエ.に準ずる。

(2) 委託料の改定方法

改定は以下の算式に基づくものとする。

- ・ (t年度の委託料 (改定後) の固定料金)
= (提案書類における委託料の固定料金) × (Pt / Po)
- ・ (t 年度の給食1当たりの単価 (改訂後))
= (提案書類における給食1当たりの単価) × (Pt / Po)

但し、上記Pt / Poの値につき、小数点第 4 位以下は切り捨てるものとする。

上記、Ptとは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、Poとは平成21年度平均の物価指数とし、物価指数とは、消費者物価指数 (財・サービス分類指数 (全国) の「サービス」) とする。

委託料の減額及び支払停止の方法

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営の対価である委託料とする。

2 減額等の措置を講じる事態

乙の責任により、本契約、募集要項等、事業者提案その他に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（生徒が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（生徒が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

- (1) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、甲は、その程度、緊急度等を勘案し、乙に相当な是正期間を提示する。
- (2) 乙は、甲の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、甲の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- (3) レベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた生徒の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- (4) 甲及び乙は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4 委託料のうち変動料金の減額

レベル4については、該当する食数分について変動料金から減額する。

<算定式 1>

$$\text{減額分} = \text{変動料金} \times \text{未提供給食数} \div \text{予定給食数}$$

5 委託料総額の減額

- (1) 委託料支払期間（各年度の四半期）における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4 未満	減額等なし
4 以上 8 未満	20%の減額
8 以上	支払停止

- (2) 上表の 20%の減額は、変動料金の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式 2>

$$\text{減額分} = \text{委託料} (\text{固定料金} + \text{減額前の変動料金}) \times 20\% + \text{算定式 1 で求められる額}$$

- (3) 累積ペナルティポイントが 8 以上の場合、支払停止とするが、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 4 未満であれば、翌期分の支払時に、当該委託料相当額の 80%を加算して支払う（但し、レベル 4 による変動料金の減額分については控除する。）。

<算定式 3>

$$\text{翌期の加算分} = \text{当該期の委託料} (\text{固定料金} + \text{減額前の変動料金}) \times 80\% - \text{当該期の算定式 1 で求められる額}$$

- (4) 累積ペナルティポイントが 8 以上の場合で、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 4 以上であれば、甲は本契約を解除することができる。

保証契約書(案)

[建設企業](以下「保証人」という。)は、仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業に関連して、【 】(以下「事業者」という。)が浦安市(以下「市」という。)との間で締結した平成【 】年【 】月【 】日付仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業特定事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負担する第1条の債務を事業者と連帯して保証するため、市との間で、以下のとおり、保証契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、本契約において用いられる用語は、本契約において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

- 第1条 保証人は、事業契約に基づいて事業者が市に対して負担する事業契約書第42条第1項の債務(以下「主債務」という。)につき保証し、事業者と連帯して履行の責めを負うものとする。
- 2 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本契約の内容は、市による当該通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(保証債務の履行の請求)

- 第2条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、保証内容及び期限を記載した書面(以下「保証債務履行請求書」という。)を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務(但し、保証債務の内容が金銭支払義務である場合を除く。)の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
- 3 保証人は、保証債務が金銭の支払義務である場合、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権行使の制限)

- 第3条 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第4条 保証人は、本契約を解約することができない。

2 本契約は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第5条 本契約に関する訴訟、和解及び調停に関しては、千葉地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本契約は日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として、本契約書が2部作成され、市及び保証人はこれに署名し、各自が1部保有する。

平成21年【 】月【 】日

市 : 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎 秀樹

保証人 : [住所] 【 】
[企業名] 【 】
代表取締役 【 】

法令変更の場合の費用分担規定

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
a) 本事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) 利益に係る法人税率以外の税の税率又は新設課税に係る法令の変更の場合	100%	0%
c) 上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営支援その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。また、本契約締結後、利益に係る法人税以外の税の税率が変更された場合又は法令変更により乙に新たな税の課税が生じた場合で、乙に本契約の履行に関する費用の増加又は減少が生じる場合には、当該増加又は減少分をサービス対価に反映させるべく、甲と乙が協議を行うものとする。